

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（表 紙）	旧（表 紙）
千葉県総合評価方式ガイドライン （工事） 令和5年5月 千葉県	千葉県総合評価方式ガイドライン 令和5年1月 千葉県

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（目次）	旧（目次）
目次	目次
1 総合評価方式の概要・意義 1	1 総合評価方式の概要・意義 1
2 実施手順 2	2 実施手順 2
3 実施手順ごとの解説 3	3 実施手順ごとの解説 3
4 総合評価方式の型式の選定 6	4 総合評価方式の型式の選定 6
5 評価項目・配点等 8	5 評価項目・配点等 8
6 型式別評価項目 10	6 型式別評価項目 10
7 技術審査 23	7 技術審査 22
8 学識経験者の意見聴取 24	8 学識経験者の意見聴取 23
9 評価方法 25	9 評価方法 24
10 契約後の措置 27	10 契約後の措置 26
11 その他 27	11 その他 26

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（３ページ）	旧（３ページ）
３ 実施手順ごとの解説 （１）資格要件設定資料の作成及び入札参加資格委員会（１回目） - 入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で決定する。 （２）総合評価方式の型式選択及び評価項目の設定 ア 型式選択 - 総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の４つの型式いずれかで実施する。（型式の詳細は、P 6「４ 総合評価方式の型式の設定」参照） イ 適用除外 - 緊急工事など（生命財産に関わる緊急的な工事）は総合評価方式の適用外とする。 ウ 加算点の設定（P 2 5「９評価方法（２）加算点の算出」参照） - 特別簡易型の加算点は２０点とする。 - 簡易型の加算点は３０点とする。 - 標準型の加算点は５０点とする。 - 高度技術提案型の加算点は、技術審査会において決定する。 エ 評価項目の設定 （P 8「５評価項目・配点等」、P 1 0～「６型式別評価項目」参照） - 評価項目は、入札参加資格要件、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も適した評価項目を設定する。 オ 評価方法、評価基準の設定 - 施工計画などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者決定基準（案）とする。 （３）総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（１回目） - 落札者決定基準（案）について、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審査し、学識経験者から意見を聴取する。 - 学識経験者からは、２回目の意見聴取（落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき）が必要かどうかについての意見も聴取する。 - 学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。 （４）入札公告 - 落札者決定基準（価格以外の評価項目、評価基準）を入札公告に明示し、公告する。	３ 実施手順ごとの解説 （１）資格要件設定資料の作成及び入札参加資格委員会（１回目） - 入札参加資格要件を設定し、入札参加資格委員会で決定する。 （２）総合評価方式の型式選択及び評価項目の設定 ア 型式選択 - 総合評価方式は「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の４つの型式いずれかで実施する。（型式の詳細は、P 6「４ 総合評価方式の型式の設定」参照） イ 適用除外 - 緊急工事など（生命財産に関わる緊急的な工事）は総合評価方式の適用外とする。 ウ 加算点の設定（P 2 4「９評価方法（２）加算点の算出」参照） - 特別簡易型の加算点は２０点とする。 - 簡易型の加算点は３０点とする。 - 標準型の加算点は５０点とする。 - 高度技術提案型の加算点は、技術審査会において決定する。 エ 評価項目の設定 （P 8「５評価項目・配点等」、P 1 0～「６型式別評価項目」参照） - 評価項目は、入札参加資格要件、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も適した評価項目を設定する。 オ 評価方法、評価基準の設定 - 施工計画などの各評価項目について評価方法、評価基準を設定し、落札者決定基準（案）とする。 （３）総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（１回目） - 落札者決定基準（案）について、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審査し、学識経験者から意見を聴取する。 - 学識経験者からは、２回目の意見聴取（落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき）が必要かどうかについての意見も聴取する。 - 学識経験者の意見聴取の方法は、会議形式を原則とするが、やむを得ない場合は個別に意見聴取を行なうこととしても良いものとする。 （４）入札公告 - 落札者決定基準（価格以外の評価項目、評価基準）を入札公告に明示し、公告する。

ページ数の更新

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（４ページ）	旧（４ページ）
（５）設計図書の見直し ・入札公告に記載のとおりとする。 （６）入札参加資格確認申請 ・入札公告に記載のとおりとする。 （７）技術資料の受付 ・入札公告文で求めた技術資料は、県土整備部技術管理課ホームページに示す最新の様式にて、入札公告に定められた方法により提出し、発注担当機関で受付する。 （８）技術資料の取りまとめ ・提出された技術資料は、取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。 （９）入札参加資格委員会（２回目） ・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。 （委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。） （１０）資格確認通知 ・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。 （１１）総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（２回目） ・技術評価（案）について、技術審査会で審査し、学識経験者から意見を聴取する。なお、学識経験者の意見聴取については、１回目の意見を聴取した際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に限り実施する。 （１２）入札 ・入札を実施する。 （１３）開札 ページ数の更新 P 2 5「９評価方法（３）・（４）」参照 ・技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する。 ・落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。 - イ 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。 - ウ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。 ※ 評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。	（５）設計図書の見直し ・入札公告に記載のとおりとする。 （６）入札参加資格確認申請 ・入札公告に記載のとおりとする。 （７）技術資料の受付 ・入札公告文で求めた技術資料は、県土整備部技術管理課ホームページに示す最新の様式にて、入札公告に定められた方法により提出し、発注担当機関で受付する。 （８）技術資料の取りまとめ ・提出された技術資料は、取りまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。 （９）入札参加資格委員会（２回目） ・入札参加資格確認申請書を審査し、資格確認をする。 （委員会は参加資格を確認する会で、価格以外の技術評価の審議の場ではない。） （１０）資格確認通知 ・入札参加資格委員会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。 （１１）総合評価技術審査会及び学識経験者からの意見聴取（２回目） ・技術評価（案）について、技術審査会で審査し、学識経験者から意見を聴取する。なお、学識経験者の意見聴取については、１回目の意見を聴取した際に、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に限り実施する。 （１２）入札 ・入札を実施する。 （１３）開札 P 2 4「９評価方法（３）・（４）」参照 ・技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する。 ・落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。 - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。 - イ 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。 - ウ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。 ※ 評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（８ページ）

旧（８ページ）

５ 評価項目・配点等

（１）評価項目の設定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を設定する。

特別簡易型、簡易型のそれぞれの型式について、入札参加資格要件、工事の内容及び規模を勘案し適宜設定する。

評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目（評価基準含む）を追加設定できるほか、評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目（一般競争入札で入札参加資格要件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などを、適宜削除できるものとする。

工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は１項目とし、配点は１点とする

区分	項目	細 目	特別 簡易型	簡易型	適用
企業の技術力	施工計画	過去 10 年間の同種工事の施工実績	—	○	
		千葉県所掌工事における「工種：○○」での工事成績の平均点	○	○	
	企業の施工能力	過去 2 か年度間の「工種：○○」における優良工事表彰対象工事	○	○	(注 1)
		当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用	○	○	
		ICT活用工事の実施	○	○	
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	○	○	
	技術者の配置予定能力	主任（監理）技術者資格	○	○	
		過去 10 年間の同種工事の施工経験	○	○	
		主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去 4 か年度間に完成した「工種：○○」での工事成績	○	○	
		若手技術者（40 歳未満）・女性技術者の配置	○	○	
		継続教育（CPD）の取組状況	○	○	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去 10 年間の当該管内（千葉県内）での公共工事の施工実績	○	○	
	地域貢献度	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	○	○	
		県内企業の活用	○	○	(注 3)
		営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無	○	○	(注 1) (注 4)
		県産品の活用	○	○	
		地域特有貢献の有無	○	○	(注 1)
	自由項目	過去 2 年間の災害活動実績(県土整備部で試行)	○	○	(注 2)
		千葉県所掌工事「工種：○○」における手持ち工事量の状況	○	○	(注 2)
		千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反	○	○	

(注 1) 入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は設定しない。

(注 2) 入札参加資格要件が管内又は近接する管内の場合に設定する。

(注 3) 入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合に設定する。

(注 4) 1 億 5 千万円以上で入札参加資格要件が県内本店の場合は設定しない。

５ 評価項目・配点等

（１）評価項目の設定

総合評価方式における技術力に係る評価は、当該工事の規模ならびに技術的な内容に応じて、①企業の技術力、②企業の信頼性・社会性のそれぞれに係る評価項目を設定する。

特別簡易型、簡易型のそれぞれの型式について、入札参加資格要件、工事の内容及び規模を勘案し適宜設定する。

評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目（評価基準含む）を追加設定できるほか、評価項目であっても、入札参加者間で評価に差異が生じない項目（一般競争入札で入札参加資格要件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などを、適宜削除できるものとする。

工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は１項目とし、配点は１点とする

区分	項目	細 目	特別 簡易型	簡易型	適用
企業の技術力	施工計画	過去 10 年間の同種工事の施工実績	—	○	
		千葉県所掌工事における「工種：○○」での工事成績の平均点	○	○	
	企業の施工能力	過去 2 か年度間の「工種：○○」における優良工事表彰対象工事	○	○	(注 1)
		当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用	○	○	
		ISO 認証取得	○	○	項目の削除
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	○	○	
	技術者の配置予定能力	主任（監理）技術者資格	○	○	
		過去 10 年間の同種工事の施工経験	○	○	
		主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去 4 か年度間に完成した「工種：○○」での工事成績	○	○	
		若手技術者（40 歳未満）・女性技術者の配置	○	○	
		継続教育（CPD）の取組状況	○	○	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去 10 年間の当該管内（千葉県内）での公共工事の施工実績	○	○	
	地域貢献度	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	○	○	
		県内企業の活用	○	○	(注 3)
		営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無	○	○	(注 1) (注 4)
		県産品の活用	○	○	
		地域特有貢献の有無	○	○	(注 1)
	自由項目	過去 2 年間の災害活動実績(県土整備部で試行)	○	○	(注 2)
		千葉県所掌工事「工種：○○」における手持ち工事量の状況	○	○	(注 2)
		千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反	○	○	

(注 1) 入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は設定しない。

(注 2) 入札参加資格要件が管内又は近接する管内の場合に設定する。

(注 3) 入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合に設定する。

(注 4) 1 億 5 千万円以上で入札参加資格要件が県内本店の場合は設定しない。

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（9ページ）

旧（9ページ）

（2）配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価基準を含む）を設定するときは、技術審査会の審査と学識経験者からの意見聴取を実施する。

区分	項目	細 目	配点	細目別 配 点
企業の技術力	施工計画		10	10
	企業の施工能力	過去 10 年間の同種工事の施工実績	12	2
		千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点		6～4
		過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事		2
		当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用		1
		ICT活用工事の実施		1
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為		0～4
	技術者の能力	主任（監理）技術者資格	8	2
		過去 10 年間の同種工事の施工経験		2
		主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績		2
		若手技術者（40 歳未満）・女性技術者の配置		1
		継続教育（CPD）の取組状況		1
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去 10 年間の当該管内（千葉県内）での公共工事の施工実績	2
地域貢献度		「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	8*	3
		県内企業の活用		2
		営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無		2
		県産品の活用		2
		地域特有貢献の有無		1
自由項目	過去2年間の災害活動実績（県土整備部で試行）	1	1	
千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況			1	0～1
千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反			0	0～2

※入札参加資格要件により細目の設定が変更となる最大の配点を示すため。

（2）配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価基準を含む）を設定するときは、技術審査会の審査と学識経験者からの意見聴取を実施する。

区分	項目	細 目	配点	細目別 配 点
企業の技術力	施工計画		10	10
	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	12	2
		千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点		6～4
		過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事		2
		当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用		1
		ISO 認証取得		1
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為		0～4
	技術者の能力	主任（監理）技術者資格	8	2
		過去10年間の同種工事の施工経験		2
		主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績		2
		若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置		1
		継続教育（CPD）の取組状況		1
企業の信頼性・社会性	地域精通度	過去10年間の当該管内（千葉県内）での公共工事の施工実績	2	2
	地域貢献度	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	8※	3
		県内企業の活用		2
		営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無		2
		県産品の活用		2
		地域特有貢献の有無		1
	自由項目	過去2年間の災害活動実績（県土整備部で試行）	1	1
千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況		1	0～1	
千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反		0	0～2	

※入札参加資格要件により細目の設定が変更となる最大の配点を示すため。

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１０ページ）

旧（１０ページ）

６ 型式別評価項目

（１）特別簡易型における評価項目

見やすくするために体裁を整理

区分	項目	配点	細目	細目別配点	配点	対象区分	
企業 の 技術力	企業 の 施工能力	12	過去 10 年間の同種工事の施工実績	2	-2 -1 0	国・県等の実績 市町村等の実績 上記以外	
			千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点	6	-6 -5 -4 -3 -2 -0 -4	80 点以上 77.5 点以上 80 点未満 75 点以上 77.5 点未満 72.5 点以上 75 点未満 70 点以上 72.5 点未満 65 点以上 70 点未満 又は 成績なし 65 点未満	
			過去 2 か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	2	-2 0	優良工事表彰対象工事あり 〃 なし	
			当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用	1	-1 0	技術開発の実績あり 又は新技術を当該工事に活用 上記以外	
			ICT活用工事の実施	1	-1 0	活用あり 〃 なし	
			千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	-4 -2 0	過去 2 年間に不誠実な行為による指名停止あり 過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり なし	
			配置予定技術者の能力	8	主任(監理)技術者資格	2	-2 0
	過去 10 年間の同種工事の施工経験	2	-2 -1 0		国・県等の実績 市町村等の実績 上記以外		
	主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去 4 か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績	2	-2 0 〃		80 点以上の実績あり 〃 なし		
	若手技術者(40 歳未満)・女性技術者の配置	1	-1 0		配置あり 配置なし		
	継続教育(CPD)の取組状況	1	-1 0		あり なし		
	企業 の 信頼性・社会性	精進 地域	2	過去 10 年間の当該管内(千葉県内)での公共工事の施工実績	2	-2 -1 0	国・県等の実績 市町村等の実績 上記以外
		地域 貢献度	10	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	-3 -2 0	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり 千葉県と締結あり 上記以外
				県内企業の活用	2	-2 -2 -1 0	入札参加者が県内企業 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の 70%以上を県内企業と契約予定 入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の 50%以上 70%未満を県内企業と契約予定 上記以外
				営業拠点(本店)の当該管内における所在地の有無	2	-2 0	当該管内に本店あり 〃 なし
県産品の活用				2	-2 0	指定品目の活用あり 〃 なし	
地域特有貢献の有無				1	-1 -1 -1 0	千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績 千葉県内在住の障害者雇用実績 千葉県内在住の高年齢者雇用実績 千葉県内在住の女性雇用実績 上記以外	
項目自由				1	過去 2 年間の災害活動実績(県土整備部で試行)	1	-1 0
—		1	千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況	1	-1 0	1.0 未満 1.0 以上	
—		0	千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反	0	-2 0	工事成績評定点の減点措置あり 〃 なし	

入札参加資格別の最大値 27～32

６ 型式別評価項目

（１）特別簡易型における評価項目

区分	項目	細目	配点	細目別配点	対象区分
企業 の 技術力	企業 の 施工能力	過去 10 年間の同種工事の施工実績	9 ～ 12	2	国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他の実績又は実績なし(0)
		千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工 事成績の平均点		6 ～ -4	80 点以上(6)、80 点未満 77.5 点以上(5)、 77.5 点未満 75 点以上(4)、75 点未満 72.5 5 点以上(3)、72.5 点未満 70 点以上(2)、 70 点未満 65 点以上(0)、65 点未満 (-4) 成績なし(0)
		過去 2 か年度間の「工種：〇〇」における優良 工事表彰対象工事		2	優良工事表彰対象工事あり(2)、なし(0)
		当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術 の活用		1	技術開発の実績あり、又は新技術を当該工事 に活用(1)、なし(0)
		ISO 認証取得		1	あり(1)、なし(0)
		千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為		0 ～ -4	過去 2 年間に不誠実な行為による指名停止あり (-4)、 過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり (-2)、なし(0)
	技術 配 置 の 予 定 能力	主任(監理)技術者資格	8	2	一級土木施工管理技士又は技術士(2)、 前記以外の土木施工に係る資格(0)
		過去 10 年間の同種工事の施工経験		2	国・県等の実績(2)、市町村等の実績(1)、 その他の実績又は実績なし(0)
		主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌 工事における過去 4 か年度間に完成した「工 種：〇〇」での工事成績		2	80 点以上の実績あり(2)、なし(0)
		若手技術者(40 歳未満)・女性技術者の配置		1	配置あり(1)、なし(0)
		継続教育(CPD)の取組状況		1	あり(1)、なし(0)
		地域 精 通 度		過去 10 年間の当該管内(千葉県内)での公共 工事の施工実績	2
	地域 貢 献 度	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関す る業務基本協定」	7～8	3	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり (3)、千葉県と締結あり(2)、なし(0)
		県内企業の活用		2	入札参加希望者が県内企業(2)、 入札参加希望者が県外企業であり 下請負金額の 70%以上を県内企業と契約予定 (2)、入札参加希望者が県外企業であり下請負金 額の 50%以上 70%未満を県内企業と契約予定 (1)、その他(0)
		営業拠点(本店)の当該管内における所在地の 有無		2	当該管内に本店あり(2)、なし(0)
		県産品の活用		2	指定品目の活用あり(2)、なし(0)
		地域特有貢献の有無		1	・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動の ボランティア実績 ・千葉県内在住の障害者雇用実績 ・千葉県内在住の高年齢者雇用実績 ・千葉県内在住の女性雇用実績 の 4 項目のうち、いずれか 1 項目に該当(1)、 該当なし(0)
		自由項目		過去 2 年間の災害活動実績(県土整備部で試行)	1
千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況		1	1	1、0 未満(1)、1、0 以上(0)	
千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反		0	0～ -2	工事成績評定点の減点措置あり(-2)、なし(0)	
入札参加資格別の最大値 27～32					

項目の追加

項目の削除

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１１ページ）

旧（１１ページ）

（２）簡易型における評価項目

見やすくするために体裁を整理

区分	項目	配点	細目	細目別配点	配点	対象区分
企業 の 技術力	—	10	施工計画	10	10	10. 総合的に優れる 6. 適切で優れる 3. 適切で良好 0. 適切で可 入札無効 不適切である
			過去 10 年間の同種工事の施工実績	2	2	2. 国・県等の実績 1. 市町村等の実績 0. 上記以外
	企業 の 施工能力	12	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点	6	6	6. 80 点以上 5. 77.5 点以上 80 点未満 4. 75 点以上 77.5 点未満 3. 72.5 点以上 75 点未満 2. 70 点以上 72.5 点未満 0. 65 点以上 70 点未満 又は 成績なし
			過去 2 か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	2	2	2. 優良工事表彰対象工事あり 0. 〃 なし
			当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用	1	1	1. 技術開発の実績あり 又は新技術を当該工事に活用 0. 上記以外
			I C T 活用工事の実施	1	1	1. 活用あり 0. 〃 なし
			千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	-4	-4. 過去 2 年間に不誠実な行為による指名停止あり -2. 過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり 0. なし
	配置 予定 技術者の 能力	8	主任(監理)技術者資格	2	2	2. 一般土木施工管理技士又は技術士 0. 上記以外
			過去 10 年間の同種工事の施工経験	2	2	2. 国・県等の実績 1. 市町村等の実績 0. 上記以外
			主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去 4 か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績	2	2	2. 80 点以上の実績あり 0. 〃 なし
			若手技術者(40 歳未満)・女性技術者の配置	1	1	1. 配置あり 0. 配置なし
			継続教育(CPD)の取組状況	1	1	1. あり 0. なし
	企業 の 信頼性・ 社会性	10	過去 10 年間の当該管内(千葉県内)での公共工事の施工実績	2	2	2. 国・県等の実績 1. 市町村等の実績 0. 上記以外
			「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	3	3. 当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり 2. 千葉県と締結あり 0. 上記以外
			県内企業の活用	2	2	2. 入札参加者が県内企業 1. 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の 70%以上を県内企業と契約予定 0. 入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の 50%以上 70%未満を県内企業と契約予定 0. 上記以外
			営業拠点(本店)の当該管内における所在地の有無	2	2	2. 当該管内に本店あり 0. 〃 なし
			県産品の活用	2	2	2. 指定品目の活用あり 0. 〃 なし
			地域特有貢献の有無	1	1	1. 千葉県が管理する公共施設での地域美化活動のボランティア実績 1. 千葉県内在住の障害者雇用実績 1. 千葉県内在住の高年齢者雇用実績 1. 千葉県内在住の女性雇用実績 0. 上記以外
			項目自由	1	1	1. 活動実績あり 0. 〃 なし
	—	1	千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況	1	1	1. 0 未満 0. 1.0 以上
	—	0	千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反	0	-2	-2. 工事成績評定点の減点措置あり 0. 〃 なし
入札参加資格別の最大値 37～42						

（２）簡易型における評価項目

区分	項目	細 目	配 点	配 点 細目別	対象区分	
企業 の 技術力	企業の 施工能力	施工計画	10	10	総合的に優れる（10）、適切で優れる（6） 適切で良好（3）、適切で可（0） 不適切である（入札は無効）	
		過去 10 年間の同種工事の施工実績	2	2	国・県等の実績（2）、市町村等の実績（1）、 その他の実績又は実績なし（0）	
			6 ～ -4	6 ～ -4	80 点以上（6）、80 点未満 77.5 点以上（5）、 77.5 点未満 75 点以上（4）、75 点未満 72.5 点以上（3）、72.5 点未満 70 点以上（2）、 70 点未満 65 点以上（0）、65 点未満（-4）、 成績なし（0）	
			2	2	優良工事表彰対象工事あり（2）、なし（0）	
			1	1	技術開発の実績あり、又は新技術を当該工事に 活用（1）、なし（0）	
			1	1	あり（1）、なし（0）	
	千葉県所掌工事における過去の不誠実 な行為	0 ～ -4	0 ～ -4	過去 2 年間に不誠実な行為による指名停止あり （-4）、 過去 1 年間に不誠実な行為による文書注意あり （-2）、なし（0）		
	技術者の 配置 予定 能力	主任（監理）技術者資格	2	2	一級土木施工管理技士又は技術士（2）、 前記以外の土木施工に係る資格（0）	
		過去 10 年間の同種工事の施工経験	2	2	国・県等の実績（2）、市町村等の実績（1）、 その他の実績又は実績なし（0）	
		主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌 工事における過去 4 か年度間に完成した「工 種：〇〇」での工事成績	2	2	80 点以上の実績あり（2）、なし（0）	
		若手技術者（40 歳未満）・女性技術者 の配置	1	1	配置あり（1）、なし（0）	
		継続教育（CPD）の取組状況	1	1	あり（1）、なし（0）	
	企業の 信頼性・ 社会性	地域 精通 度	過去 10 年間の当該管内（千葉県内）での公共 工事の施工実績	2	2	国・県等の実績（2）、市町村等の実績（1）、 その他の実績又は実績なし（0）
		地域 貢献 度	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する 業務基本協定」	3	3	当該管内を管轄する千葉県出先機関と締結あり（3）、 千葉県と締結あり（2）、なし（0）
			県内企業の活用	2	2	入札参加希望者が県内企業（2）、 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の 70%以上を県内企業と契約予定（2） 入札参加希望者が県外企業であり下請負金額の 50%以上 70%未満を県内企業と契約予定（1）、 その他（0）
営業拠点（本店）の当該管内における所在地の 有無			7～8	2	当該管内に本店あり（2）、なし（0）	
県産品の活用			2	2	指定品目の活用あり（2）、なし（0）	
地域特有貢献の有無			1	1	・千葉県が管理する公共施設での地域美化活動の ボランティア実績 ・千葉県内在住の障害者雇用実績 ・千葉県内在住の高年齢者雇用実績 ・千葉県内在住の女性雇用実績 の 4 項目のうち、いずれか 1 項目に該当（1）、 該当なし（0）	
自由項目		過去 2 年間の災害活動実績（県土整備部で試行）	1	1	活動実績あり（1）、なし（0）	
千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況		1	1	1. 0 未満（1）、1. 0 以上（0）		
千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反		0	0 ～ -2	工事成績評定点の減点措置あり（-2）、なし（0）		
入札参加資格別の最大値			37～42			

項目の追加

項目の削除

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１２ページ）

旧（１２ページ）

（３）標準型における評価項目

見やすくするために体裁を整理

区分	項目	（注１） 選択区分	配点	細目別配点	細目	細目別配点	対象区分
企業の高度な技術力	技術提案	○	12 or 24	12	総合的なコスト（ライフサイクルコスト等）	10 5 0	適切で優れる 適切で良好 適切で可
				12	性能・強度等（性能・機能の向上等）	入札 無効	不適切である
				12	社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等）	【総合的評価】	
				2	総合的に優れる		
	工事全般の 施工計画	◎	12	12	施工上配慮すべき事項等の提案	0	総合して可
						10 5 0	適切で優れる 適切で良好 適切で可
						入札 無効	不適切である
						【総合的評価】	
						2 0	総合的に優れる 総合して可
合計					24（技術提案の細目が1項目の場合） 36（技術提案の細目が2項目の場合）		

注１ ○：選択項目（１項目 又は ２項目） ◎：必須項目
注２ 個別テーマの施工計画から２課題選択も可とする。

（３）標準型における評価項目

区分	項目	細目	配点	細目別配点	（注1） 選択区分	対象区分
企業の高度な技術力	技術提案	総合的なコスト（ライフサイクルコスト等）	12 or 24	12	○	適切で優れる（10）、 適切で良好（5）、適切で可（0）、 不適切である（入札は無効）
		性能・強度等（性能・機能の向上等）		12		
		社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等）		12		【総合的評価】 総合的に優れる（2）、総合して可（0）
		個別テーマの施工計画（注2）		12		
	工事全般の 施工計画	施工上配慮すべき事項等の提案	12	12	◎	適切で優れる（10）、 適切で良好（5）、適切で可（0）、 不適切である（入札は無効）
						【総合的評価】 総合的に優れる（2）、総合して可（0）
合計			24（技術提案の細目が1項目の場合） 36（技術提案の細目が2項目の場合）			

注１ 選択区分 ◎：すべての工事で選択
注２ 個別テーマの施工計画から２課題選択も可とする。

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（13ページ）

旧（13ページ）

（４）総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細

ア 特別簡易型・簡易型

（ア）施工計画

【簡易型】

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準										
（１）工事の内容により１又は２課題を設定する。（工事の難易度が高い場合は２課題を設定する。）	総合的な観点から評価										
（２）１課題あたり３提案まで記入する。提案の記入は記載の順に１から３までの通し番号を付ける。４提案目以降に記載した内容は加点点評価の対象としない。ただし、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとする。 なお、３提案に満たない提案数であっても、評価しないというものではない。	<table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>10</td><td>総合的に優れた施工計画である</td></tr> <tr> <td>6</td><td>適切で優れた施工計画である</td></tr> <tr> <td>3</td><td>適切で良好な施工計画である</td></tr> <tr> <td>0</td><td>適切な施工計画である</td></tr> </table>	配点	対象区分	10	総合的に優れた施工計画である	6	適切で優れた施工計画である	3	適切で良好な施工計画である	0	適切な施工計画である
配点	対象区分										
10	総合的に優れた施工計画である										
6	適切で優れた施工計画である										
3	適切で良好な施工計画である										
0	適切な施工計画である										
（３）複数の提案内容を１つの提案として記載した場合は、当該提案を加点点評価の対象としない。ただし、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとする。	入札無効										
（４）説明図表を含め技術資料様式１頁以内で記述する。 ２課題の場合も１頁以内で記述する。 ２頁目以降に記載された内容は加点点評価の対象としない。ただし、２頁目以降に記載した内容については履行義務（施工不可とされたものは除く）を負うものとする。	不適切である										
（５）文字の大きさはフォントを１１ポイント以上とし、１行あたり４０文字、３５行以内で様式（Ａ４一枚）に記載する。											
（６）不適切である場合、入札は無効とする。											
（７）入札方式が「一抜け方式」による場合の施工計画の課題は、対象となる複数の工事に対し同一の課題を設定する。											
（８）「一抜け方式」の施工計画については、それぞれの工事に共通する施工計画の提案を求めるものとし、個別の工事を対象とする提案については加点点評価の対象としない。											

（イ）企業の施工能力

評価項目	評価基準								
１ 過去１０年間の同種工事の施工実績	【特別簡易型】【簡易型】								
（１）過去１０年間とは、当該工事を入札公告する前年度から１０か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。	<table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県等の実績</td></tr> <tr> <td>1</td><td>市町村等の実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他実績又は実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の実績	1	市町村等の実績	0	その他実績又は実績なし
配点	対象区分								
2	国・県等の実績								
1	市町村等の実績								
0	その他実績又は実績なし								
（２）同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率２０％以上）により評価する。									
（３）「国・県・市町村等」とは、「国等、県等、市町村等」であり、「国・県等」とは、「国等、県等」である。									
（４）国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に規定する機関及び準する機関）とする。									
（５）県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とする。									

（４）総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細

ア 特別簡易型・簡易型

（ア）施工計画

【簡易型】

評価項目	評価基準
（１）工事の内容により１又は２課題を設定する。（工事の難易度が高い場合は２課題を設定する。）	総合的な観点から評価
（２）１課題あたり３提案まで記入する。提案の記入は記載の順に１から３までの通し番号を付ける。４提案目以降に記載した内容は加点点評価の対象としない。ただし、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとする。 なお、３提案に満たない提案数であっても、評価しないというものではない。	- 総合的に優れた施工計画である - 適切で優れた施工計画である - 適切で良好な施工計画である - 適切な施工計画である - 不適切である
（３）複数の提案内容を１つの提案として記載した場合は、当該提案を加点点評価の対象としない。ただし、履行義務（施工不可とされたものは除く）は負うものとする。	
（４）説明図表を含め技術資料様式１頁以内で記述する。 ２課題の場合も１頁以内で記述する。 ２頁目以降に記載された内容は加点点評価の対象としない。ただし、２頁目以降に記載した内容については履行義務（施工不可とされたものは除く）を負うものとする。	
（５）文字の大きさはフォントを１１ポイント以上とし、１行あたり４０文字、３５行以内で様式（Ａ４一枚）に記載する。	
（６）不適切である場合、入札は無効とする。	
（７）入札方式が「一抜け方式」による場合の施工計画の課題は、対象となる複数の工事に対し同一の課題を設定する。	
（８）「一抜け方式」の施工計画については、それぞれの工事に共通する施工計画の提案を求めるものとし、個別の工事を対象とする提案については加点点評価の対象としない。	

（イ）企業の施工能力

評価項目	評価基準			
1 過去10年間の同種工事の施工実績 (1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。 (2) 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 (3) 「国・県・市町村等」とは、「国等、県等、市町村等」であり、「国・県等」とは、「国等、県等」である。 (4) 国等とは、国土交通省、他省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関及び準する機関）とする。 (5) 県等とは、都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社とする。	【特別簡易型】 【簡易型】 <table><tr><td>国・県等の実績</td></tr><tr><td>市町村等の実績</td></tr><tr><td>その他実績又は実績なし</td></tr></table>	国・県等の実績	市町村等の実績	その他実績又は実績なし
国・県等の実績				
市町村等の実績				
その他実績又は実績なし				

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１４ページ）

旧（１４ページ）

（イ）企業の施工能力

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準																
（６）市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下ア～ウのいずれかの団体。 ア 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。 イ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。 ウ 市町村が設立に際し、基本財産の全部又は一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の１つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。	前頁のとおり																
2 千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点（小数点以下第2位以下切捨て） （１）過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20％以上）の平均点（小数点以下第2位以下切捨て）により評価する。 （２）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。 （３）評価対象 入札公告の日の属する年度を除く、 ア 直近の過去2か年度間に完成した総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とする。 （予定価格5千万円以上の災害復旧及び国土強靱化に関する工事の成績評定点も対象とする。（なお、災害復旧に関する工事については「令和3年4月以降の新規受注工事からの成績を対象」及び国土強靱化に関する工事については「令和4年3月以降の新規受注工事からの成績を対象」とする。）） イ ただし、上記アに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。 ウ ただし、上記イに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。	【特別簡易型】【簡易型】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>6</td><td>80点以上</td></tr> <tr> <td>5</td><td>77.5点以上80点未満</td></tr> <tr> <td>4</td><td>75点以上77.5点未満</td></tr> <tr> <td>3</td><td>72.5点以上75点未満</td></tr> <tr> <td>2</td><td>70点以上72.5点未満</td></tr> <tr> <td>0</td><td>65点以上70点未満 又は 成績なし</td></tr> <tr> <td>-4</td><td>65点未満</td></tr> </table>	配点	対象区分	6	80点以上	5	77.5点以上80点未満	4	75点以上77.5点未満	3	72.5点以上75点未満	2	70点以上72.5点未満	0	65点以上70点未満 又は 成績なし	-4	65点未満
配点	対象区分																
6	80点以上																
5	77.5点以上80点未満																
4	75点以上77.5点未満																
3	72.5点以上75点未満																
2	70点以上72.5点未満																
0	65点以上70点未満 又は 成績なし																
-4	65点未満																
3 過去2か年度間の当該工種における優良工事表彰対象工事 （１）過去2か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とする。 （２）当該工種において、千葉県優良建設工事表彰要綱第2（１）～（５）＜１＞の全てに該当する優れた工事をいう。 【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱（関係部分抜粋） （表彰対象） 第2 表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。 （１）最終請負金額が5,000千円以上の工事であること。	【特別簡易型】【簡易型】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>優良工事表彰対象工事あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	優良工事表彰対象工事あり	0	なし										
配点	対象区分																
2	優良工事表彰対象工事あり																
0	なし																

（６）市町村等とは、市町村（政令指定都市を除く）と千葉県内の以下ア～ウのいずれかの団体。
ア 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合。
イ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社。
ウ 市町村が設立に際し、基本財産の全部又は一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の１つとしている公益法人（平成20年12月1日以降設立された公益財団法人又は同年11月30日まで財団法人（「特例民法法人」）であったもの）。

2 千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点（小数点以下第2位以下切捨て）
（１）過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20％以上）の平均点（小数点以下第2位以下切捨て）により評価する。
（２）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。
（３）評価対象
入札公告の日の属する年度を除く、
ア 直近の過去2か年度間に完成した総合評価方式で落札した同工種の工事成績を評価の対象とする。
（予定価格5千万円以上の災害復旧及び国土強靱化に関する工事の成績評定点も対象とする。（なお、災害復旧に関する工事については「令和3年4月以降の新規受注工事からの成績を対象」及び国土強靱化に関する工事については「令和4年3月以降の新規受注工事からの成績を対象」とする。））
イ ただし、上記アに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。
ウ ただし、上記イに該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去5か年度間の同工種全ての工事成績を評価の対象とする。

3 過去2か年度間の当該工種における優良工事表彰対象工事
（１）過去2か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去2か年度とする。
（２）当該工種において、千葉県優良建設工事表彰要綱第2（１）～（５）＜１＞の全てに該当する優れた工事をいう。
【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱（関係部分抜粋）
（表彰対象）
第2 表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。
（１）最終請負金額が5,000千円以上の工事であること。

【特別簡易型】【簡易型】
80点以上
80点未満77.5点以上
77.5点未満75点以上
75点未満72.5点以上
72.5点未満70点以上
70点未満65点以上
65点未満
成績なし

【特別簡易型】【簡易型】
優良工事表彰対象工事あり
なし

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（15ページ）

旧（15ページ）

（イ）企業の施工能力

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準									
(2) 原則として県内業者が受注した工事であること。 (3) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。 (4) 契約工期内に完成した工事であること。 (5) 工事の成績が優良で契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。 ＜1＞工事成績評定点が81点以上の工事であること。 評価項目の対象について <table><tr><td>入札参加資格要件</td><td>【特別簡易型】</td><td>【簡易型】</td></tr><tr><td>県内企業のみ</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>県内・県外混在</td><td>×</td><td>×</td></tr></table> ○・・・評価項目として設定 ×・・・評価項目として設定しない	入札参加資格要件	【特別簡易型】	【簡易型】	県内企業のみ	○	○	県内・県外混在	×	×	前頁のとおり
入札参加資格要件	【特別簡易型】	【簡易型】								
県内企業のみ	○	○								
県内・県外混在	×	×								
4 当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用 (1) 当該工事関連分野で技術開発の実績又は新技術の活用がある場合に設定する。 (2) 技術開発又は新技術の活用のどちらかについて、1つ記載する。 (3) 技術開発の実績は特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録を対象とする。 (4) 技術開発の実績は、入札公告日の前日から10年間に登録された技術の評価する。 (5) 新技術の活用のうち、特許技術及び実用新案技術の活用は、入札公告日の前日から10年間に登録された技術の評価する。 (6) NETIS登録技術は、入札公告日の前日時点でNETISに掲載されている技術の評価する。 (7) 当該評価項目で加点された新技術の活用について、施工計画での評価はしない。 (8) ICT活用工事において使用する新技術は、新技術の活用での評価はしない。	<table><tr><th colspan="2">【特別簡易型】 【簡易型】</th></tr><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>1</td><td>技術開発の実績又は新技術の当該工事への活用あり</td></tr><tr><td>0</td><td>なし</td></tr></table>	【特別簡易型】 【簡易型】		配点	対象区分	1	技術開発の実績又は新技術の当該工事への活用あり	0	なし	
【特別簡易型】 【簡易型】										
配点	対象区分									
1	技術開発の実績又は新技術の当該工事への活用あり									
0	なし									
項目「ICT活用工事の実施」の追加										
5 ICT活用工事の実施 (1) ICT活用工事の対象工事がある場合に設定する。 (2) 当該工事において「千葉県県土整備部ICT活用工事試行要領」に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。 (詳細は試行要領の別添「千葉県ICT活用工事に係る総合評価方式及び工事成績評定における加点措置一覧表」のとおり) (3) ICT施工技術を活用した場合は評価の可否に関わらず設計変更の対象とする。 (詳細は「千葉県県土整備部ICT活用工事試行要領」を参照) (4) ICT施工技術に関して「施工計画」、「新技術の活用」の評価項目において提出があっても評価対象外のため、注意すること。	<table><tr><th colspan="2">【特別簡易型】 【簡易型】</th></tr><tr><th>配点</th><th>対象区分</th></tr><tr><td>1</td><td>活用あり</td></tr><tr><td>0</td><td>なし</td></tr></table>	【特別簡易型】 【簡易型】		配点	対象区分	1	活用あり	0	なし	
【特別簡易型】 【簡易型】										
配点	対象区分									
1	活用あり									
0	なし									

項目「ICT活用工事の実施」の追加

- （２）原則として県内業者が受注した工事であること。
- （３）表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- （４）契約工期内に完成した工事であること。
- （５）工事の成績が優良で、契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。
- ＜１＞工事成績評定点が８１点以上の工事であること。

評価項目の対象について

入札参加資格要件	【特別簡易型】	【簡易型】
県内企業のみ	○	○
県内・県外混在	×	×

○・・・評価項目として設定 ×・・・評価項目として設定しない

- ４ 当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術の活用
- （１）当該工事関連分野で技術開発の実績又は新技術の活用がある場合に設定する。
- （２）技術開発又は新技術の活用のどちらかについて、１つ記載する。
- （３）技術開発の実績は特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録を対象とする。
- （４）技術開発の実績は、入札公告日の前日から１０年間に登録された技術の評価する。
- （５）新技術の活用のうち、特許技術及び実用新案技術の活用は、入札公告日の前日から１０年間に登録された技術の評価する。
- （６）NETIS登録技術は、入札公告日の前日時点でNETISに掲載されている技術の評価する。
- （７）当該評価項目で加点された新技術の活用について、施工計画での評価はしない。
- （８）ICT活用工事において使用する新技術は、新技術の活用での評価はしない。

【特別簡易型】【簡易型】
技術開発の実績又は新技術の当該工事への活用あり
なし

- ５ ISO認証取得
- （１）ISO9001又はISO14001を対象とする。
- （２）登録証の写しを提出する。
- （３）入札公告の前日までの認証取得を対象とする。

【特別簡易型】【簡易型】
あり
なし

- ６ 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為
- （１）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。
- （２）指名停止の期間は、入札公告の日から遡って２年間とし、指名停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って１年間とし、文書注意日を対象とする。（共同企業体の構成員の場合は出資比率２０％以上の工事での措置を評価する。）
- （３）千葉県所掌工事における営業停止については、指名停止に準じて評価する。

【特別簡易型】【簡易型】
〈不誠実な行為〉
過去２年間に指名停止あり
過去１年間に文書注意あり
なし

項目「ISO認証取得」の削除

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１６ページ）

旧（１６ページ）

（イ）企業の施工能力

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準								
6 千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為 （１）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。 （２）指名停止の期間は、入札公告の日から遡って２年間とし、指名停止期間を対象とする。文書注意の期間は、入札公告の日から遡って１年間とし、文書注意日を対象とする。（共同企業体の構成員の場合は出資比率２０％以上の工事での措置を評価する。） （３）千葉県所掌工事における営業停止については、指名停止に準じて評価する。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>-4</td><td>過去２年間に指名停止あり</td></tr> <tr> <td>-2</td><td>過去１年間に文書注意あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	-4	過去２年間に指名停止あり	-2	過去１年間に文書注意あり	0	なし
配点	対象区分								
-4	過去２年間に指名停止あり								
-2	過去１年間に文書注意あり								
0	なし								

（ウ）配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準
1 主任（監理）技術者資格	【特別簡易型】 【簡易型】
（１）入札参加資格要件で一級国家資格保有者の配置を求めた場合は設定しない。	配点 対象区分
（２）適用工種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。	2 一級土木施工管理技士又は技術士
	0 上記以外の土木施工に係る資格
2 過去10年間の同種工事の施工経験	【特別簡易型】 【簡易型】
（１）過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。	配点 対象区分
（２）同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。	2 国・県等の実績
（３）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。	1 市町村等の実績
（４）「国・県・市町村等」については、「（イ）企業の施工能力過去10年間の同種工事の施工実績」を参照すること。	0 その他の実績又は実績なし
（５）評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。	
ア. 対象とする休業制度	
産前休業、産後休業、育児休業、介護休業	
イ. 評価対象に加える期間	
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ※）
1年未満	1年
1年以上2年未満	2年
2年以上3年未満	3年
（※）出産・育児等の休業期間の実態は1年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、1年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。	
通常の評価対象期間（過去10年間）に2回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。	
年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。	

（※）出産・育児等の休業期間の実態は１年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、１年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。
通常の評価対象期間（過去１０年間）に２回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。
年度をまたいで休業した場合は、その期間が１年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を２年とする。

（ウ）配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準
1 主任（監理）技術者資格	【特別簡易型】【簡易型】 一級土木施工管理技士又は技術士 上記以外の土木施工に係る資格
(1) 入札参加資格要件で一級国家資格保有者の配置を求めた場合は設定しない。 (2) 適用工種により、「一級建設機械施工技士」、「一級電気工事施工管理技士」、「一級電気通信工事施工管理技士」、「一級管工事施工管理技士」、「一級造園施工管理技士」、「一級建築士」、「一級建築施工管理技士」に適宜読み替える。	
2 過去10年間の同種工事の施工経験	【特別簡易型】【簡易型】 国・県等の実績 市町村等の実績 その他の実績又は実績なし
(1) 過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。 (2) 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者、現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）により評価する。 (3) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。 (4) 「国・県・市町村等」については、「（イ）企業の施工能力 過去10年間の同種工事の施工実績」を参照すること。 (5) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア. 対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ. 評価対象に加える期間	

（※）出産・育児等の休業期間の実態は１年未満の割合が高く、切り捨てると制度が十分に活かされないケースが発生するため、１年単位で切り上げた期間を評価対象期間に加えるものとする。

通常の評価対象期間（過去１０年間）に２回以上休業した場合、「評価対象期間に加える期間」を合算する。
年度をまたいで休業した場合は、その期間が１年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を２年とする。

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１７ページ）

旧（１７ページ）

（ウ）配置予定技術者の能力

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準												
3 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績 （１）過去4か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年度とする。 （２）当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。 （３）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。 （４）評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。 ア．対象とする休業制度 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業 イ．評価対象に加える期間 <table border="1"> <tr> <th>休業期間</th><th>評価対象期間に加える期間（切り上げ）</th></tr> <tr> <td>1年未満</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td><td>2年</td></tr> </table> 年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。	休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	1年未満	1年	1年以上2年未満	2年	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>80点以上の実績あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	80点以上の実績あり	0	なし
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）												
1年未満	1年												
1年以上2年未満	2年												
配点	対象区分												
2	80点以上の実績あり												
0	なし												
4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置 （１）若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。 （２）若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。 （３）若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>配置あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	配置あり	0	なし						
配点	対象区分												
1	配置あり												
0	なし												
5 継続教育（CPD）の取組状況 （１）「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」及び「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。 （２）土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 建築施工管理技士、建築士及び管工事施工管理技士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。 （３）証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	あり	0	なし						
配点	対象区分												
1	あり												
0	なし												

3 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績

- （１）過去4か年度間とは、それぞれ入札公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年度とする。
- （２）当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。
- （３）技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。
- （４）評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。
- ア．対象とする休業制度
産前休業、産後休業、育児休業、介護休業
- イ．評価対象に加える期間

休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）
1年未満	1年
1年以上2年未満	2年

年度をまたいで休業した場合は、その期間が1年未満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。

【特別簡易型】【簡易型】

80点以上の実績あり
なし

4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置

- （１）若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。
- （２）若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。
- （３）若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。

【特別簡易型】【簡易型】

配置あり
なし

5 継続教育（CPD）の取組状況

- （１）「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」及び「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。
- （２）土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。
建築施工管理技士、建築士及び管工事施工管理技士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。
なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。
- （３）証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。

【特別簡易型】【簡易型】

あり
なし

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１８ページ）

旧（１８ページ）

（工）地域精通度

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準								
1 過去１０年間の当該管内（千葉県内）での公共工事の施工実績 （１）過去１０年間とは、当該工事を入札公告する前年度から１０か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。 （２）当該管内とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は、「当該管内」を「千葉県内」とする。また、県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。 （３）「国・県・市町村等」については、「（イ）企業の施工能力 過去１０年間の同種工事の施工実績」を参照すること。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>国・県等の実績</td></tr> <tr> <td>1</td><td>市町村等の実績</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他工事の実績又は実績なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	国・県等の実績	1	市町村等の実績	0	その他工事の実績又は実績なし
配点	対象区分								
2	国・県等の実績								
1	市町村等の実績								
0	その他工事の実績又は実績なし								

（才）地域貢献度

評価項目	評価基準										
1 「地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務基本協定」 （１）入札公告の前日の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づく業務細目協定の締結を対象とする。 ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。 （２）「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」の締結に関係しない工種及び部局については、設定しないことができる。 （３）特殊な専門工事など県内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>3</td><td>当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり</td></tr> <tr> <td>2</td><td>県との基本協定の締結あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	3	当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり	2	県との基本協定の締結あり	0	なし		
配点	対象区分										
3	当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり										
2	県との基本協定の締結あり										
0	なし										
2 県内企業の活用 （１）県内企業のみを対象とする入札参加資格要件の場合は、設定しない。 （２）特殊な専門工事など下請けに県内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>入札参加希望者が県内企業</td></tr> <tr> <td>2</td><td>入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の７０％以上を県内企業と契約予定</td></tr> <tr> <td>1</td><td>入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の５０％以上７０％未満を県内企業と契約予定</td></tr> <tr> <td>0</td><td>その他</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	入札参加希望者が県内企業	2	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の７０％以上を県内企業と契約予定	1	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の５０％以上７０％未満を県内企業と契約予定	0	その他
配点	対象区分										
2	入札参加希望者が県内企業										
2	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の７０％以上を県内企業と契約予定										
1	入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の５０％以上７０％未満を県内企業と契約予定										
0	その他										

（工）地域精通度

評価項目	評価基準			
1 過去10年間の当該管内（千葉県内）での公共工事の施工実績 （1）過去10年間とは、当該工事を入札公告する前年度から10か年度及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間に完成した工事とする。 （2）当該管内とは、県土整備部では、原則として土木事務所を単位とする。入札参加資格要件で県外企業が含まれる場合は、「当該管内」を「千葉県内」とする。また、県土整備部以外では、「当該管内」を別途、定めることができる。 （3）「国・県・市町村等」については、「（イ）企業の施工能力 過去10年間の同種工事の施工実績」を参照すること。	【特別簡易型】【簡易型】 <table><tr><td>国・県等の実績</td></tr><tr><td>市町村等の実績</td></tr><tr><td>その他工事の実績又は実績なし</td></tr></table>	国・県等の実績	市町村等の実績	その他工事の実績又は実績なし
国・県等の実績				
市町村等の実績				
その他工事の実績又は実績なし				

（才）地域貢献度

評価項目	評価基準
1 「地震・風水害・その他災害応急対策に関する業務基本協定」 (1) 入札公告の前日の時点において、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づく業務細目協定の締結を対象とする。 ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。 (2) 「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」の締結に関係しない工種及び部局については、設定しないことができる。 (3) 特殊な専門工事など県内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。	【特別簡易型】【簡易型】 当該管内を管轄する千葉県出先機関との細目協定の締結あり 県との基本協定の締結あり なし
2 県内企業の活用 (1) 県内企業のみを対象とする入札参加資格要件の場合は、設定しない。 (2) 特殊な専門工事など下請けに県内企業の参加が見込めない場合は、設定しないことができる。	【特別簡易型】【簡易型】 入札参加希望者が県内企業 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の70%以上を県内企業と契約予定 入札参加希望者が県外企業であり、下請負金額の50%以上70%未満を県内企業と契約予定 その他

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（１９ページ）

旧（１９ページ）

（オ）地域貢献度

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準						
3 営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無 （１）入札参加資格要件で、発注管内企業のみが参加できることとした場合又は県外企業が参加できることとした場合は設定しない。 （２）当該管内で業務細目協定を締結している支店は本店扱いとする。 ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。 （３）１億５千万円以上で入札参加資格要件が県内本店の場合は設定しない。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>当該管内に本店あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	当該管内に本店あり	0	なし
配点	対象区分						
2	当該管内に本店あり						
0	なし						
4 県産品の活用 （１）県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。 （２）木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により認証されるものをいう。 （３）発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定し、当該工事において、活用の有無のみを評価するものとし、公告文に記載された主要資材の数量について、履行義務の対象とする。 また、使用資材が少量又は多品目である等、対象品目の設定が困難な工事では、設定しないことができる。 （４）複数の資材を指定した場合、「資材A及び資材B」ではすべての資材を、「資材A又は資材B」ではいずれかの資材を使用した場合に評価する。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>指定品目の活用あり</td></tr> <tr> <td>0</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	指定品目の活用あり	0	なし
配点	対象区分						
2	指定品目の活用あり						
0	なし						
5 地域特有貢献 （１）千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を対象とする。 （２）地域美化活動のボランティア実績は、前年度及び当該年度の入札公告の前日までの実績を評価する。 （３）高年齢者雇用は、６５歳以上の者の雇用を評価する。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。） （４）障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、入札公告の前日における雇用実績を評価する。 （５）入札参加資格要件で、県外企業が参加できることとした場合は設定しない。	【特別簡易型】【簡易型】 <table border="1"> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>いずれか１項目該当</td></tr> <tr> <td>0</td><td>該当なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	いずれか１項目該当	0	該当なし
配点	対象区分						
1	いずれか１項目該当						
0	該当なし						

3 営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無 （１）入札参加資格要件で、発注管内企業のみが参加できることとした場合又は県外企業が参加できることとした場合は設定しない。 （２）当該管内で業務細目協定を締結している支店は本店扱いとする。 ただし、部局により、当該協定及び細目協定と同程度以上と判断する他の協定を対象とすることができる。 （３）１億５千万円以上で入札参加資格要件が県内本店の場合は設定しない。	【特別簡易型】 【簡易型】 <table><tr><td>当該管内に本店あり</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	当該管内に本店あり	なし
当該管内に本店あり			
なし			
4 県産品の活用 （１）県産品とは、千葉県内の工場又は千葉県内に本社を有する会社で、生産・加工又は製造された建設資材をいう。 （２）木材及び木材製品においては、「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」の趣旨に基づき、産地が千葉県内の森林である木材及び木材製品とし、「ちばの木認証制度」により認証されるものをいう。 （３）発注者が工事案件ごとに主要資材の中から対象品目を指定し、当該工事において、活用の有無のみを評価するものとし、公告文に記載された主要資材の数量について、履行義務の対象とする。 また、使用資材が少量又は多品目である等、対象品目の設定が困難な工事では、設定しないことができる。 （４）複数の資材を指定した場合、「資材 A 及び資材 B」ではすべての資材を、「資材 A 又は資材 B」ではいずれかの資材を使用した場合に評価する。	【特別簡易型】 【簡易型】 <table><tr><td>指定品目の活用あり</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	指定品目の活用あり	なし
指定品目の活用あり			
なし			
5 地域特有貢献 （１）千葉県が管理する公共施設での地域美化活動等のボランティア実績、県内在住の障害者雇用実績、県内在住の高年齢者雇用実績、県内在住の女性雇用実績を対象とする。 （２）地域美化活動のボランティア実績は、前年度及び当該年度の入札公告の前日までの実績を評価する。 （３）高年齢者雇用は、65歳以上の者の雇用を評価する。（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に規定する年齢以上の者の雇用を評価する。） （４）障害者の雇用、高年齢者の雇用及び女性の雇用実績は、入札公告の前日における雇用実績を評価する。 （５）入札参加資格要件で、県外企業が参加できることとした場合は設定しない。	【特別簡易型】 【簡易型】 <table><tr><td>いずれか１項目該当</td></tr><tr><td>該当なし</td></tr></table>	いずれか１項目該当	該当なし
いずれか１項目該当			
該当なし			

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（２０ページ）

旧（２０ページ）

（カ）その他

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準						
1 千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 （１）評価項目の対象については、入札参加資格要件が管内又は近接する管内の場合に設定する。 （２）手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去２か年度間の平均受注額（小数点以下第２位以下切捨て） （３）「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って１年間に契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工事請負代金額５００万円未満の建設工事は除く。 （４）「過去２か年度間の平均受注額」とは、過去２か年度間の受注額の合計を２（年間）で除算した額とする。ただし、工事請負代金額５００万円未満の建設工事は除く。 （５）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。	【特別簡易型】【簡易型】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>1</td><td>1. 〇未満</td></tr> <tr> <td>〇</td><td>1. 〇以上</td></tr> </table>	配点	対象区分	1	1. 〇未満	〇	1. 〇以上
配点	対象区分						
1	1. 〇未満						
〇	1. 〇以上						
2 千葉県所掌工事における総合評価方式の義務違反 （１）千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、警察本部、病院局とする。 （２）入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去１か年度間に完成した工事の履行義務違反を評価の対象とする。 （３）工事成績評定点の「法令遵守等」における「総合評価による減点」項目で減点があった工事の有無により評価する。	【特別簡易型】【簡易型】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>-2</td><td>工事成績評定点の減点措置あり</td></tr> <tr> <td>〇</td><td>なし</td></tr> </table>	配点	対象区分	-2	工事成績評定点の減点措置あり	〇	なし
配点	対象区分						
-2	工事成績評定点の減点措置あり						
〇	なし						

（カ）その他

評価項目	評価基準
1 千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況 (1) 評価項目の対象については、入札参加資格要件が管内又は近接する管内の場合に設定する。 (2) 手持ち工事量比率＝年間受注額÷過去2か年度間の平均受注額 (小数点以下第2位以下切捨て) (3) 「年間受注額」とは、入札公告の日から遡って1年間に契約した建設工事の受注額の合計額とする。ただし、工事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。 (4) 「過去2か年度間の平均受注額」とは、過去2か年度間の受注額の合計を2(年間)で除算した額とする。ただし、工事請負代金額500万円未満の建設工事は除く。 (5) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局(旧企業土地管理局等・旧水道局)、警察本部、病院局とする。	【特別簡易型】 【簡易型】 1. 0未満 1. 0以上
2 千葉県所掌工事における総合評価方式の義務違反 (1) 千葉県所掌工事の「千葉県」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、教育庁、企業局(旧企業土地管理局等・旧水道局)、警察本部、病院局とする。 (2) 入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去1か年度間に完成した工事の履行義務違反を評価の対象とする。 (3) 工事成績評定点の「法令遵守等」における「総合評価による減点」項目で減点があった工事の有無により評価する。	【特別簡易型】 【簡易型】 工事成績評定点の減点措置あり なし

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（２１ページ）

「過去２年間の災害活動実績」の試行について

建設業の災害対応への支援状況を踏まえ、地域の守り手に対して、活動実績を適切に評価することを目的に、県土整備部発注の下記対象工事について、「過去２年間の災害活動実績」を評価する。

対象工事

入札参加資格要件 （地域要件）	工種
管内又は近接する管内に本店がある者を対象とする工事	県土整備部が発注する 予定価格１億５千万円未満の工事

評価項目及び評価基準

「企業の信頼性・社会性」の項目に、「過去２年間の災害活動実績」を設定する。

※対象工事に該当する場合は必ず評価項目として設定する。その場合、新たな自由項目設定はできない。

項目	細目	配点	対象区分	
自由項目	過去２年間の災害活動実績 (注１)	１点	実績あり	(注２)
		０点	なし	

見やすくするために体裁を整理

注１ ・過去２年間とは、当該工事を入札公告する前年度から２か年度及び当該年度の入札公告前日までを加えた期間とする。

・災害とは、地震、風水害、雪害等をいう。

注２ ・活動実績は、当該管内（「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等と同一管内とする）での災害活動実績を評価する。

・１災害につき応急措置又は応急復旧工事の実績があることを評価する。

・災害活動実績は、県土整備部各出先機関が発行する「災害活動証明書」又は「契約書」の写し及び作業内容が解るものを以て評価する。

旧（２８ページ）

（７）「過去２年間の災害活動実績」の試行について

建設業の災害対応への支援状況を踏まえ、地域の守り手に対して、活動実績を適切に評価することを目的に、県土整備部発注の下記対象工事について、「過去２年間の災害活動実績」を評価する。

対象工事

入札参加資格要件 （地域要件）	工種
管内又は近接する管内に本店がある者を対象とする工事	県土整備部が発注する 予定価格１億５千万円未満の工事

評価項目及び評価基準

「企業の信頼性・社会性」の項目に、「過去２年間の災害活動実績」を設定する。

※対象工事に該当する場合は必ず評価項目として設定する。その場合、新たな自由項目設定はできない。

項目	細目	配点	対象区分
自由項目	過去２年間の災害活動実績 (注１)	１	実績あり（１点） なし（０点） (注２)

注１ ・過去２年間とは、当該工事を入札公告する前年度から２か年度及び当該年度の入札公告前日までを加えた期間とする。

・災害とは、地震、風水害、雪害等をいう。

注２ ・活動実績は、当該管内（「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」等と同一管内とする）での災害活動実績を評価する。

・１災害につき応急措置又は応急復旧工事の実績があることを評価する。

・災害活動実績は、県土整備部各出先機関が発行する「災害活動証明書」又は「契約書」の写し及び作業内容が解るものを以て評価する。

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（２２ページ）

旧（２１ページ）

イ 標準型

（ア）技術提案

見やすくするために項目名と配点を追加

評価項目	評価基準										
①総合的なコスト（ライフサイクルコスト等） ②性能・強度等（性能・機能の向上等） ③社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等） ④個別テーマの施工計画	【標準】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>10</td><td>適切で優れている</td></tr> <tr> <td>5</td><td>適切で良好である</td></tr> <tr> <td>0</td><td>適切である</td></tr> <tr> <td>入札 無効</td><td>不適切である</td></tr> </table>	配点	対象区分	10	適切で優れている	5	適切で良好である	0	適切である	入札 無効	不適切である
配点	対象区分										
10	適切で優れている										
5	適切で良好である										
0	適切である										
入札 無効	不適切である										
＊）工事内容により１項目、２項目を指定する。１２点/１項目。 これによらない時は、技術審査会で審査する。 ＊）不適切である場合、入札は無効とする。	総合的な観点評価 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>総合的に優れる</td></tr> <tr> <td>0</td><td>総合的に可</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	総合的に優れる	0	総合的に可				
配点	対象区分										
2	総合的に優れる										
0	総合的に可										

（イ）施工計画

評価項目	評価基準										
現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項 ＊）工事内容により工程管理、品質管理、施工上配慮すべき事項、安全管理又は環境対策等、に関する具体的な課題を２題程度、発注者が定める。配点は指定された全項目の合計で１２点とする。これによらない時は、技術審査会で審査する。 ＊）不適切である場合、入札は無効とする。	【標準】 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>10</td><td>適切で優れている</td></tr> <tr> <td>5</td><td>適切で良好である</td></tr> <tr> <td>0</td><td>適切である</td></tr> <tr> <td>入札 無効</td><td>不適切である</td></tr> </table>	配点	対象区分	10	適切で優れている	5	適切で良好である	0	適切である	入札 無効	不適切である
配点	対象区分										
10	適切で優れている										
5	適切で良好である										
0	適切である										
入札 無効	不適切である										
	総合的な観点評価 <table> <tr> <th>配点</th><th>対象区分</th></tr> <tr> <td>2</td><td>総合的に優れる</td></tr> <tr> <td>0</td><td>総合的に可</td></tr> </table>	配点	対象区分	2	総合的に優れる	0	総合的に可				
配点	対象区分										
2	総合的に優れる										
0	総合的に可										

イ 標準型

（ア）技術提案

評価項目	評価基準
①総合的なコスト（ライフサイクルコスト等） ②性能・強度等（性能・機能の向上等） ③社会的要請（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源・リサイクル等） ④個別テーマの施工計画	・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・不適切である
＊）工事内容により１項目、２項目を指定する。１２点/１項目。 これによらない時は、技術審査会で審査する。 ＊）不適切である場合、入札は無効とする。	総合的な観点評価 ・優れる ・可

（イ）施工計画

評価項目	評価基準
現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項 ＊）工事内容により工程管理、品質管理、施工上配慮すべき事項、安全管理又は環境対策等、に関する具体的な課題を２題程度、発注者が定める。配点は指定された全項目の合計で１２点とする。これによらない時は、技術審査会で審査する。 ＊）不適切である場合、入札は無効とする。	・課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている ・課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である ・課題に対して現地条件を踏まえており適切である ・不適切である
	総合的な観点評価 ・優れる ・可

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（26ページ）

技術評価点の算出方法

（試算条件：「簡易型」予定価格 2.2億円の例）

評価項目			配点		A社	B社	C社
入札価格					190,000,000	200,000,000	210,000,000
企業の技術力	施工計画		10点	10	0	5	10
	企業の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	12点	2	2	2	2
		千葉県所掌工事における 工事成績評定の平均点		6～ -4	2	4	6
		過去2か年度間の優良工事表彰対象工事		2	0	0	2
		当該工事の関連分野での技術開発の実績 ・新技術の活用		1	0	0	1
		ICT活用工事の実施		1	0	1	1
		千葉県所掌工事における、過去の不誠実な行為	0～ -4	0	0	0	
	配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者資格	6点	—	—	—	—
		過去10年間の同種工事の施工経験		2	1	2	2
		主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間の工事成績		2	0	0	2
若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置		1		0	1	1	
継続教育（CPD）の取組状況		1		0	1	1	
企業の信頼性・社会性	地域貢献度	過去10年間の当該管内での施工実績	8点	2	1	2	2
	地域貢献度	「地震・風水害・その他災害応急対策に関する千葉県との業務協定」		3	2	3	2
		県内企業の活用		—	—	—	—
		営業拠点（本店）の当該管内における所在地の有無		—	—	—	—
		県産品の活用		2	0	2	2
		地域特有貢献の有無		1	1	0	1
	① 評価点の合計			36点	9	23	35

② 加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC社に30点を付与する。（1位満点方式）

A、B社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。（小数第4位以下切り捨て）

A社： $30 \times \frac{9}{35} = 7.714$ 点

B社： $30 \times \frac{23}{35} = 19.714$ 点

加算点の満点 評価点の合計 評価点の合計の最高点

③ 技術評価点の算出

技術評価点 = (100点 + 加算点) × 標準点

A社： $107.714 \text{ 点} = (100 + 7.714)$

B社： $119.714 \text{ 点} = (100 + 19.714)$

C社： $130.000 \text{ 点} = (100 + 30.000)$

④ 評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

A社： $(107.714 / 190,000,000) \times 10,000,000 = 5.66915\cdots$

B社： $(119.714 / 200,000,000) \times 10,000,000 = 5.9857$

C社： $(130.000 / 210,000,000) \times 10,000,000 = 6.190476\cdots$

技術評価点算出結果表

	A社	B社	C社
① 評価点の合計	9	23	35
② 加算点	7.714	19.714	30.000
③ 技術評価点	107.714	119.714	130.000
入札価格	190,000,000	200,000,000	210,000,000
④ 評価値（便宜上、小数点以下第4位まで表記）	5.6691	5.9857	6.1904
⑤ 落札者決定（最高評価値取得者）	3位	2位	1位 ＝落札

旧（25ページ）

技術評価点の算出方法

（試算条件：「簡易型」予定価格 2.2億円の例）

評価項目			配点	A社	B社	C社	
入札価格				190,000,000	200,000,000	210,000,000	
企業の技術力	施工計画		10点	10	0	5	10
	企業の 施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績		2	2	2	2
		千葉県所掌工事における 工事成績評定の平均点		6～ -4	2	4	6
		過去2か年度間の優良工事表彰対象工事		2	0	0	2
		当該工事の関連分野での技術開発の実績 ・新技術の活用		1	0	0	1
		ISO認証取得		1	0	1	1
	千葉県所掌工事における、過去の不誠実 な行為	項目の削除	0～ -4	0	0	0	
	配置予定 技術者の 能力	主任（監理）技術者資格		—	—	—	—
		過去10年間の同種工事の施工経験		2	1	2	2
		主任（監理）技術者として施工した千葉県 所掌工事における過去4か年度間の工事成績		2	0	0	2
若手技術者（40歳未満）・女性技術者の 配置			1	0	1	1	
企業の信頼性・ 社会性	地域精通度	継続教育（CPD）の取組状況		1	0	1	1
		過去10年間の当該管内での施工実績		2	1	2	2
	地域貢献度	「地震・風水害・その他災害応急対策に関 する千葉県との業務協定」		3	2	3	2
		県内企業の活用		—	—	—	—
		営業拠点（本店）の当該管内における所在地 の有無		—	—	—	—
		県産品の活用		2	0	2	2
		地域特有貢献の有無		1	1	0	1
		① 評価点の合計			36点	9	23

② 加算点の算出

加算点の満点を30点とし、評価点の合計が最高であったC社に30点を付与する。（1位満点方式）

A、B社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。（小数第4位以下切り捨て）

A社： $30 \times \frac{9}{35} = 7.714$ 点

B社： $30 \times \frac{23}{35} = 19.714$ 点

加算点の満点 評価点の合計 評価点の合計の最高点

③ 技術評価点の算出

技術評価点 = (100点 + 加算点) × 標準点

A社： $107.714 \text{ 点} = (100 + 7.714)$

B社： $119.714 \text{ 点} = (100 + 19.714)$

C社： $130.000 \text{ 点} = (100 + 30.000)$

④ 評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

A社： $(107.714 / 190,000,000) \times 10,000,000 = 5.66915\cdots$

B社： $(119.714 / 200,000,000) \times 10,000,000 = 5.9857$

C社： $(130.000 / 210,000,000) \times 10,000,000 = 6.190476\cdots$

技術評価点算出結果表

	A社	B社	C社
① 評価点の合計	9	23	35
② 加算点	7.714	19.714	30.000
③ 技術評価点	107.714	119.714	130.000
入札価格	190,000,000	200,000,000	210,000,000
④ 評価値（便宜上、小数点以下第4位まで表記）	5.6691	5.9857	6.1904
⑤ 落札者決定（最高評価値取得者）	3位	2位	1位 ＝落札

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（27ページ）

旧（26ページ）

10 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。
- ・発注者は、検査時の採点に「総合評価項目不履行による減点」があった場合は、速やかに技術管理課に報告する。（報告内容は、工事名、工事場所、内容等を、gijutu9@mz.pref.chiba.lg.jp にメールしてください。）

11 その他

（1）評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）

監督員は、受注者の提出した技術提案内容について、建設工事監督技術基準（平成24年4月1日改訂）第4条に基づき、その履行状況について確認を行う。

受注者の責により、「施工計画」、「新技術の活用」、「県産品の活用」、「県内企業の活用」、「ICT活用工事の実施」、及び「配置予定技術者の能力」の6細目が履行（満足）できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減する。

更に翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして2点減する。

項目の追加

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、受注者の提案した全ての内容（ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさないものを除く）が履行義務の対象となる。「施工計画」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産業課と協議のうえ、指名停止措置を行う。

（2）技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

（3）情報公開

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

10 契約後の措置

- ・発注者は、受注者が総合評価方式で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・発注者は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・発注者は、検査時の採点に総合評価方式の技術提案等について、工事の創意工夫として考慮しない。
- ・発注者は、検査時の採点に「総合評価項目不履行による減点」があった場合は、速やかに技術管理課に報告する。（報告内容は、工事名、工事場所、内容等を、gijutu9@mz.pref.chiba.lg.jp にメールしてください。）

11 その他

（1）評価内容の担保（技術提案内容の不履行の場合における措置）

監督員は、受注者の提出した技術提案内容について、建設工事監督技術基準（平成24年4月1日改訂）第4条に基づき、その履行状況について確認を行う。

受注者の責により、「施工計画」、「新技術の活用」、「県産品の活用」、「県内企業の活用」及び「配置予定技術者の能力」の5細目が履行（満足）できない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減する。

更に翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして2点減する。

なお、「施工計画」については、加点対象となった記載内容だけでなく、受注者の提案した全ての内容（ただし発注者の要求基準や施工条件を満たさないものを除く）が履行義務の対象となる。「施工計画」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

また、履行状況が特に悪質と認められる場合は、県土整備部建設・不動産業課と協議のうえ、指名停止措置を行う。

（2）技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

（3）情報公開

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。